

平成28年4月19日

〒470-

株式会社ブライド・トゥー・ビー代理人 弁護士 様

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-22

三博ビル8階

事務局長 外山孝司

TEL: 052-265-9258

FAX: 052-265-9259

再 申 入 書 4

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、貴職より平成28年2月29日付け回答書にて、挙式・ご披露宴成約申込規約再修正案等をご提示いただきました。当団体の申入れ内容の一部を受け入れ、ご訂正いただきました点につきましては、御礼申し上げます。

もともと、修正案を検討した結果、別紙のとおり、再申入れをすることとなりました。

貴職の見解や対応についてご検討いただき、平成28年5月19日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴職からの回答の有無及び回答内容、当初申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表することがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項－第7条

【平成28年2月29日付回答書による修正案】

すでにご契約をいただいた挙式・ご披露宴のお取消は、弊社に営業機会の喪失という損害が生じるため、下記のお取消料を申し受けます。但し、衣装については本条ではなく第9条が適用されます。

なお、お内金は下記のお取消料に充当させていただきます。

取消日のご披露宴当日より起算して	お取消料
ご披露宴予定日の365日前まで	¥50,000
364日前～180日前まで	実費総額と¥100,000
179日前～150日前まで	実費総額と¥150,000
149日前～120日前まで	実費総額と¥200,000
119日前～90日前まで	実費総額と¥300,000
89日前～60日前まで	実費総額と¥400,000
59日前～30日前まで	実費総額と¥450,000
29日前～20日前まで	実費総額と¥500,000
19日前～10日前まで	実費総額とお見積額の40%
9日前～前日まで	実費総額とお見積額の50%
当日	お見積金額の全額

(注意書き削除)

1 申入れの趣旨

取消日が披露宴予定日の365日前までの場合の取消料が50,000円、364日前～180日前までの取消料が実費総額と100,000円、179日前～150日前までの取消料が150,000円となっておりますが、実費総額のみのお取消料とさせていただきます。

2 申入れの理由

- (1) 披露宴予定日から5ヶ月以上前のキャンセルであれば、別の顧客による申込みがなされる可能性が高く、また、披露宴内容の打ち合わせも具体的に行われていないものと考えられ、貴社に対し実質的な損害が生じているとは考えられません。
- (2) 社団法人日本ブライダル事業振興協会（現公益社団法人日本ブライダル文化振興協会）の結婚式場・披露宴会場におけるモデル約款によれば、①取消日が披露宴予定日365日前まで場合の取消料は申込金の25%または30,000円のいずれか低い額まで、②364日前～180日前までの取消料が申込金50%まで及び印刷物等の実費、③179日前～150日前までの取消料が申込金の全額まで及び印刷物等の実費、となっております。

そして、一般的に申込金が10万円であることからすれば、モデル約款に当てはめると、①の場合には25,000円、②の場合には50,000円及び印刷物等の実

費、③の場合には、100,000円及び印刷物等の実費となります。

このように、貴社ご提案の内容は、モデル約款の水準よりも高額の取消料となっております。もっとも、モデル約款の水準であっても、(1)記載のとおり、実質的な損害が生じるとは考えられにくいことから、消費者契約法9条1号の平均的損害を超えるものと考えられます。

- (3) したがいまして、当団体としては申入れの趣旨のとおり、**実費総額**のみの取消料に変更していただきますよう求めますが、少なくともモデル約款の水準の取消料にさせていただくよう強く求めます。

以上